

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
4月5日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 自然公園法第九条第二項の規定による公園事業の決定 (自然保護課) 三
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (三件) (砂防課) 三
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 四
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (三件) (砂防課) 四
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 五
- 公告
建築士の懲戒 (建築指導課) 五
- 選管告示
政治団体の名称等 六
- 政治団体の異動事項 六
- 解散等に係る政治団体の名称等 六
- 公安委公告
契約の締結 七

山口県告示第百十四号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

評価に関する事項を記載した書面は、令和六年四月五日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び美祢市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

令和六年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 NGKエレクトロデバイス株式会社
- 住 所 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 NGKエレクトロデバイス株式会社
- 所在地 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手 日 期	工 事 完 成 日 期	使 用 開 始 日 期
六五	二、一〇〇 (枚/日)	令和六、 四、三〇	令和六、 四、三〇	令和六、 四、三〇
〃	一〇〇 (個/日)	令和六、 五、一三	令和六、 六、五	令和六、 六、二二
備考	「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。			

山口県告示第百十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第二項の規定により、北長門海岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。
その概要は、次のとおりである。
事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県長門農林水産事務所及び長門市経済観光政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

公園名	事業名	位 置	規 模
北長門海岸 国定公園	龍宮の潮吹 園地再整備 事業	長門市油谷津黄（龍宮の潮吹）	ウッドデッキ メートル 一九五・九平方

山口県告示第百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第百十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
江崎(一)(6)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第百二十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
大嶺町東分(一)(24)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第百十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
清水町(一)(1)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和六年四月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称
江崎(一)(6)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称
大嶺町東分(一)(24)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称
清水町(一)(1)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第三百十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年四月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
江崎(一)(6)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百十二号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年四月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
大嶺町東分(一)(24)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第三百十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称
清水町(一)

二 解除に係る区域の範囲

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和六年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

大嶺町東分(一)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

清水町(一)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)



(六三) 建築士の懲戒

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により、次のとおり建築士に対し、戒告を命じました。

令和六年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 処分をした年月日

令和六年三月二十五日

二 処分を受けた者

氏 名 二級建築士又は木造建築士の別

安本 孝雄 二級建築士 登録番号 第三八八四号

三 処分の内容
戒告

四 処分の原因となった事実

法第二十一条の三の規定に違反して建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証の交付を受けないで建築工事を行うことを指示した。



山口県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出（届出年月日）
福祉政策研究会 周南（服部たかひろと考える会）	服部 恭弥	三重野可奈子	〃 川端町/丁目//		〃 〃 /5
古賀洋子後援会	原田美保子	古賀 泰子	周南市住崎町/3番/0号		令和6、/3

山口県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和六年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考（異動年月日）
			異動	内容	
			新	旧	

参政党山口県支部連合会	末廣 純子	会計責任者	森田ゆかり	令和6、/
自由民主党国支部	長畑 克典	事務所	岩国市牛野谷町3丁目45番22号	〃 〃 9
		代表者	長畑 克典	
秋枝ひでとし後援会	松井 邦男	代表者	河村 明彦	〃 〃 10
		代表者	高橋 昌弘	
小林たかし後援会	高橋 昌弘	代表者	田中 謙史	〃 〃 14
		代表者	繁田 真樹	
福祉労働組長府支部政治活動委員会	西村 徳浩	代表者	西村 徳浩	令和5、/
		代表者	今岡 浩二	
長門市の発展を考える会	笠本 俊也	代表者	長門市の発展を考える会	令和6、/20
		代表者	藤田 ゆず	
日本一の定住都市防府を創る会	田中 敏靖	代表者	笠本 俊也	令和5、/24
		代表者	吉松 範和	
日本保守党中国五県	佐々木信夫	代表者	日本保守党中国五県	令和6、/20
		代表者	日本保守党山口県本部	
山口県行政書士政治連盟	杉山久美子	代表者	吉井 和敬	令和5、/27

山口県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日

大西倉雄後援会

岩田 啓靖

田中 久之

長門市日置 E5735

令和6、
2、1



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和六年四月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
交通法令違反情報管理システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和六年一月二十六日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
みずほ東芝リース株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
- 六 落札金額
一億三百七十九万千六百円
- 七 入札公告日
令和五年十二月一日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格

令和六年四月五日印刷
令和六年四月五日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事